

第4章 会議

- (総会) 第12条 総会はすべての会員をもって組織され、原則として年1回会長が召集して行なう。
2 総会の議長は会員の中から選出する。
- (決議) 第13条 総会は(本会の決定機関として)予算編成及び事業計画等の重要事項を決議する。
2 総会の決議は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決するものとする。
3 総会に出席ができない会員は議長に議案を委任されたものと判断する。
- (理事会) 第14条 本会に理事会を置く。
2 理事会はすべての理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
なお、顧問は会長の求めに応じ理事会に出席し意見を述べることができる。
3 理事会の議長は会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
4 理事会の決議は出席理事の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決するものとする。

第5章 会計

- (経理) 第15条 本会の経費は入会金・年会費・補助金・寄付金・その他の雑収入を以てこれに充てる。
- (会費等) 第16条 会費は次のとおりとする。
(1)入会金 2,000円
(2)年会費 3,000円
(3)参加費【賞品代+パーティー費】
競技会の参加費はその都度理事会に於いて決定し参加申込みと同時に納入する。
但し、申込み期日を過ぎて取り消した場合の参加費の返還については理事会にて決定する。
- (収支) 第17条 本会の収支はすべてを予算に計上し、次期総会に報告しなければならない。
- (会計年度) 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (会計監査) 第19条 本会に関するすべての会計は総会の承認を受ける前に監事の監査を受けなければならない。

第6章 雑則

- (専門委員会) 第20条 本会に専門委員会を置くことができる。
- (規約・規定) 第21条 本会の規約は理事会の議決を得て変更することができる。
但し本件は次期総会の承認を得る事とする。
- (委任) 第22条 この規約に定めるものを除き、本会の運営に必要な事項はその都度理事会に諮り決定する。
- (免責事項) 第23条 本会の主催又は共催する事業において起きた事故については、その責任を負わない。

附則

- (1)この規約は、1996年7月7日から施行する。
- (2)この規約は、2001年5月26日から改定する。
- (3)この規約は、2004年5月29日から改定する。
- (4)この規約は、2007年6月2日から改定する。
- (5)この規約は、2008年5月25日から改定する。
- (6)この規約は、2015年5月31日から改定する。
- (7)この規約は、2016年5月22日から改定する。
- (8)この規約は、2017年5月14日から改定する。
- (9)この規約は、2022年6月5日から改定する。
- (10)この規約は、2023年5月28日から改定する。